

# 指定後の各種手続き等について

## 《目次》

- I .指定後の各種手続きについて
- II .加算を届け出た日と算定開始月について
- III .介護職員処遇改善加算について

# I 指定後の各種手続きについて

変更内容	届出期日	届出方法	具体例
法人情報の変更	変更のあった日から10日以内	郵送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の名称</li> <li>・ 法人所在地</li> <li>・ 法人代表者など</li> </ul>
サービス情報の変更	変更のあった日から10日以内	郵送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所名</li> <li>・ 事業所所在地（移転）</li> <li>・ 専用区画の変更など</li> </ul>
	変更のあった日から10日以内	郵送	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理者名</li> <li>・ 介護支援専門員名</li> <li>・ 運営規程 など</li> </ul>
介護給付費算定に係る体制等	（事前の届出） 入所系 ⇒ 当月1日 居宅系 ⇒ 前月15日 ※取下げの場合、すみやかに届出ください。	郵送	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #e6f2ff;">             変更事項により、届出方法・必要書類が異なるため、大阪市HPをご確認ください。           </div>
廃止・休止・再開	予定日の1月前 （再開届は再開後10日以内）	来庁	

## Ⅱ 加算を届け出た日と算定開始月について

サービス	算定開始月
(居宅系) 訪問通所サービス、(福祉用具貸与) 居宅介護支援、介護予防支援 定期巡回・随時対応サービス 夜間対応型訪問介護 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	毎月 <b>15日以前</b> に届出 ⇒ <b>翌月</b> から算定  毎月 <b>16日以後</b> に届出 ⇒ <b>翌々月</b> から算定  
(入所系) 短期入所サービス 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護保険施設(特養、老健、療養型)	届出が <b>受理された日の翌月</b> から算定 (※ <b>月の初日の場合は、その月</b> から算定)
緊急時訪問看護加算	届出が受理された日から算定

### Ⅲ 介護職員等処遇改善加算について

「処遇改善加算」の制度が一本化（介護職員等処遇改善加算）され、加算率が引き上がります。令和6年5月まで介護職員の人材確保を更に推し進め、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年6月以降、処遇改善に係る加算の一本化と、加算率の引き上げを行います。新加算の算定要件は、①キャリアパス要件、②月額賃金改善要件、③職場環境等要件、の3つです。令和7年度以降の新加算の完全施行までに、令和6年度のスケジュールを踏まえ、計画的な準備をお願いします。（6年度末まで経過措置期間）

(旧加算)

処遇改善加算	特定処遇改善加算	ベースアップ等支援加算	合計の加算率
Ⅰ	Ⅰ	有	22.4%
		なし	20.0%
	Ⅱ	有	20.3%
		なし	17.9%
	なし	有	16.1%
		なし	13.7%
Ⅱ	Ⅰ	有	18.7%
		なし	16.3%
	Ⅱ	有	16.6%
		なし	14.2%
	なし	有	12.4%
		なし	10.0%
Ⅲ	Ⅰ	有	14.2%
		なし	11.8%
	Ⅱ	有	12.1%
		なし	9.7%
	なし	有	7.9%
		なし	5.5%



(新加算)

介護職員等処遇改善加算（新加算）	合計の加算率
Ⅰ	24.5 %
Ⅱ	22.4 %
Ⅲ	18.2 %
Ⅳ	14.5 %

※加算率は訪問介護の例

○介護職員等処遇改善加算について  
⇒<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000248108.html>